

**2015年度
名古屋市予算編成
にあたっての要望**

2014年9月11日

日本共産党名古屋市会議員団

名古屋市長
河村たかし様

2014年9月11日

日本共産党名古屋市議団
団長 わしの恵子

2015年度名古屋市予算編成にあたっての要望書

市民の暮らしを守るために、来年度予算編成にあたって盛り込むべき切実な市民要求をとりまとめました。真摯な検討をお願いいたします。

さていま、市民の生活と権利を守るために名古屋市政に求められることの第一は、暴走を加速させている安倍政権の悪政から市民の暮らしを守る防波堤となることではないでしょうか。

アベノミクスの幻想がはがれ、消費税が増税などで物価が上昇し、勤労世帯の実質賃金は減少が続き、GDPも大幅に落ち込みました。消費税の10%への再増税などトンでもありません。日本共産党名古屋市議団の市民アンケートでは76%が「暮らしが苦しくなった」と回答し、その理由に多くの市民が「物価の上昇」をあげています。加えて年金や介護など社会保障の改悪、雇用の不安定化が進行しています。原発再稼働、新たな米軍基地建設、集団的自衛権の行使容認など数々の悪政が市民の暮らしと安全を脅かしています。

悪政からの防波堤として名古屋市政には、リニア頼みの名駅周辺再開発、名古屋城天守閣の木造復元など新たな税金の浪費につながる大型事業を断念し、大企業と高額所得者優遇の「市民税5%減税」も見直して、「福祉日本一の名古屋」と「子育てするなら名古屋」の実現、若者の雇用と中小企業の支援で「働きやすきナンバーワンの名古屋」を実現すべきです。予算編成と市政運営の軸足を思いきって市民生活の応援に移すことで、市民の所得を増やして地域経済の活性化をはかる、このことが市の財政も好転させる好循環への近道です。

原発事故は依然として収束の道筋すら見えません。再稼働など言語道断です。地震や津波、高潮への備えはもちろん、広島で土砂災害をもたらした集中豪雨への備えも待ったなしです。市民の生命と財産を守るために「脱原発宣言」を行い原発依存から抜け出し、防災・減災と環境重視のまちづくりにこそ力を注ぐべきです。

そして日本国憲法と地方自治の精神を市政の隅々まで活かし、「非核平和都市宣言」を行い、国際交流も活発にして、核兵器廃絶、平和、人権、民主主義を発信する世界とアジアの交流拠点となる「国際平和都市」をめざしましょう。

以下にとりまとめた147項目の要望について、しっかり検討していただき、実現に向けてご尽力いただくことを強くお願いいたします。

(1) 安倍政権の暴走から市民を守るために国へ強く働きかける

1. 消費税の10%への増税は中止する。
2. 福井地裁の判決を重く受け止め、川内原発をはじめとする原発の再稼働は行わない。脱原発・自然再生エネルギーの本格的な導入へとエネルギー政策の抜本的転換をはかる。あわせて浜岡原子力発電所の永久停止と大飯原発をはじめとする福井県の原発群の再稼働中止を中部電力及び関西電力に申し入れる。
3. 医療・年金・介護をはじめ社会保障予算のカットを中止し、憲法25条を踏まえて各制度の充実改善をはかる。
4. 集団的自衛権の行使を容認した憲法に反する閣議決定を撤回し、海外で戦争できる国づくりにつながる法制定をやめる。
5. 地元自治体の意向を無視して強行されている沖縄県名護市辺野古への米軍新基地建設への一切の動きを即刻中止する。
6. 日本の経済主権と国民生活を脅かすTPP交渉から離脱する。

(2) 「福祉日本一の名古屋」を取り戻す

(敬老パス)

7. 敬老パスの一部負担金は値上げしない。65歳から・所得制限なし・利用制限なしの現行制度を堅持する。敬老パス予算は利用状況を正確に反映して算定し、定額補助金化しない。交付率向上の目標と計画を設定する。上飯田連絡線をはじめ名鉄、JR、近鉄など利用できる市内の公共交通機関を拡大する。

(国民健康保険)

8. 国民健康保険料を一人当たり年間一万円引き下げる。
9. 法定減額の該当世帯を対象とする特別軽減など対象者が把握できる減免は自動適応とし対象者全員の減免予算を計上する。
10. 保険料滞納世帯に対する一律機械的な差し押さえ、資格証明書や短期保険証の発行などによる制裁的な措置は行わない。滞納世帯に対しては国保推進員をはじめ職員によるていねいな納付相談と分割納付の柔軟な運用などで粘り強く解決にあたる。
11. 医療費の一部負担金減免制度を拡充する。
12. 国民健康保険に対する県費補助の復活を県に申し入れる。

(介護保険・高齢者保健福祉)

13. 一般会計からの繰り入れを決断し、介護保険料を引き下げる。保険料・利用料の減免制度を設ける。

14. 要介護認定者が障害者控除の認定を申請しやすいよう必要書類の送付など制度の運用を改善する。
15. 待機者ゼロをめざして特別養護老人ホームなどの施設整備を急ぐ。地域包括支援センターを中学校区単位で設置する。ヘルパーなど介護職員の人材確保と処遇改善の独自施策を講じる。
16. 要支援者の訪問介護・通所介護については引き続き専門職による必要な支援を継続する。新規申請者(利用・認定希望者)についてはもれなく要介護認定を行い、新総合事業への機械的な誘導は行わない。
17. 新総合事業を担う「多様な主体による多様なサービス」は専門的支援の代替としない。総合事業のあり方について住民主体の健康づくり・介護予防活動に取り組むNPOや協同組合をふくむ市民・関係団体と十分に協議を行ったうえで方向性を示す。

(医療・保健衛生)

18. 75歳からの高齢者医療費無料制度を創設する。
19. 70歳～74歳までの医療費負担について市独自の高齢者医療費助成制度を設け、一割負担に戻す。
20. 障害者医療費助成制度をはじめとする福祉医療制度を堅持する。愛知県の福祉医療制度を堅持するよう引き続き働きかける。
21. 自立支援医療(精神通院)の自己負担分を助成する。
22. 無料低額診療を行う市内の医療機関を増やす。
23. 産科・小児科の医師や看護師をはじめとする医療スタッフの確保・養成対策を強化し、名古屋医療圏の医療供給体制を整備・充実する。
24. 東西二つの市立病院は、救急医療をはじめ災害拠点病院や地域医療支援病院としての機能を充実させ地域医療を支える。病院運営に地域住民が多様な形で参加する仕組みを整える。必要な医療スタッフの確保と定着につとめる。
25. 指定管理者制度が導入された緑市民病院では、救急医療や災害時の医療活動拠点としての必要な医療水準の維持向上に取り組む。地域からの要望が強い産科を復活させる。
26. 高齢者対象の肺炎球菌ワクチンは65歳以上の全年齢での接種を継続するとともに自己負担の軽減をはかる。
27. 小児へのB型肝炎ワクチンの接種費用を助成する。子宮頸がんワクチンの接種に伴う副作用被害を救済する独自制度を設ける。

28. エボラ出血熱、デング熱などの感染症に備え、保健所や生活衛生センターなど公衆衛生部門の体制を強化する。

(高齢者の生きがい施策)

29. 休養温泉ホーム松ヶ島など、高齢者の生きがい施策を堅持する。御岳休暇村も後期高齢者医療の協定保養所として位置づけるよう広域連合に求める。

(障害者福祉)

30. 介護保険が適用となる65歳からの障害者について、介護保険優先でなく、介護保険と障害者福祉のサービスの選択を認め、負担増を防ぐ。重度障害者の介護サービス利用について加算制度を設ける。
31. 「障害者差別解消条例(仮称)」を制定する。相談・紛争解決のための体制づくりを先行させつつ、障害当事者も参加する条例制定検討委員会を立ち上げ、十分な議論の場を保障する。
32. グループホームなどの報酬単価の改善を国に求めるとともに市独自の加算や補助金を増額する。
33. 障害者の移動支援は本人・家族が必要とする時間を支給する。
34. 民間企業での障害者雇用について、就労継続支援事業所もふくめた実態調査を行い雇用環境の改善に努める。雇用確保をふくめ特別支援学校卒業生の多様な進路を保障する。
35. 相談支援事業の運営が補助金の出来高払化で不安定となっている。実態を早急に調査し必要な見直しを行う。相談支援専門員の体制を充実させ負担の軽減をはかる。精神障害に関する相談支援体制を独自に構築する。

(生活保護・貧困対策)

36. ケースワーカー及び査察指導員を一人当たり担当世帯数が国基準となるよう増員する。警察官退職者の配置は見直す。
37. 法外援助を拡充する。とりわけ国による扶助費削減の影響が大きい子育て世帯に対する独自援助施策を復活・強化する。
38. 就労支援については、強迫的でなく寄り添い型で、ていねいに行う。心身の不調をかかえる要保護者にはとくに留意する。
39. 仕事・くらし・自立サポートセンターなど生活困窮者自立支援法にもとづく諸事業については、生活保護申請の前提ではないことを利用者と職員に徹底する。そのうえで生活保護もふくめた支援機関との連携でセーフティネット機能を高める。
40. 子どもの学習支援事業は保護世帯とひとり親世帯向けの事業

を一本化し、対象とする児童生徒の年齢や要件を緩和、拡大する。

41. 「貧困ビジネス」といわれる生活困窮者や高齢者への宿泊提供事業等について、実態調査を行い必要な改善をはかる。
42. 孤立死対策として各局及びライフライン業者等との連携を強め、情報の共有化と迅速な対応をすすめる。生活困窮による水道料金等の未納者に対しては給水停止の前に相談にのるなど必要な対応を徹底する。

(税務)

43. 税務事務所及び債権回収室による一律かつ強制的な取り立てをやめ、納税猶予、換価の猶予、分割納付を柔軟に適用する。
44. 税務課及び納税課の機能を区役所に戻し、税金や保険料など家計と暮らしに関する相談を総合的に行う体制をつくる。
45. 市民税減免の申請期限を延長もしくは撤廃する。
46. 納税者の権利保障を明らかにした納税者憲章を制定する。

(3) 「子育てするなら名古屋」を本気ですすめる

(保育 子ども・子育て支援新制度)

47. 「子ども・子育て支援事業計画」における保育の必要量の確保については、児童福祉法 24 条 1 項の市町村の保育実施責任が明確な認可保育所の整備を基本に進める。
48. 公私間格差を是正するための民間社会福祉施設運営費補給金制度を維持するなど現行の保育水準を維持・拡充する。
49. 小規模保育事業等の認可基準については、保育士は保育士資格者とし、給食は自園調理で調理員を配置するなど、施設・事業による格差を生じさせない。
50. 保育料は値上げしない。実費徴収や上乗せ徴収による保護者負担を増やさない。
51. 公立保育所の廃園・民営化計画を中止するとともに、公立保育所を幼保連携型認定こども園に移行させない。営利企業の保育所経営への参入を拡大しない。
52. 学童保育所への運営費助成を拡充する。学童保育所に対しては、市の責任で土地および施設を確保する。
53. トワイライトルームは住民合意がないまま拡大しない。

(児童福祉・療育)

54. 子どもの権利条約となごやこども条例をふまえて、「いじめ」

や「児童虐待」の解決にあたる。子ども青少年局と教育委員会が協力して相談と支援の体制をつくる。

55. 障害児の放課後等サービスについて実態を把握し、職員の研修や養成、年齢と発達段階に応じた環境整備をすすめる。
56. 親子の通院・通園負担の軽減のため、地域療育センターの増設やサテライト施設の新設など新たな計画づくりに着手する。
57. 不登校の子どもたちのための子ども適応相談センターを増設し市内4カ所体制を早期に確立する。
58. 児童相談所の児童福祉司を人口3万人に1人に増やす。児童心理司を増員する
59. 児童館の機能と役割を再整理し、中高生の居場所としての活用をはじめ、子育て支援のための機能を高める。
60. ひとり親家庭への支援をはじめ、子供の貧困対策について改善のための指標を盛り込んだ行動計画を当事者の参加を得て作成する。
61. 18歳まで医療費無料制度を延長する。

(教育)

62. 標準運営費をはじめとする教育予算を抜本的に増やす。30人以下学級を小学校3年生以上に段階的に拡大し、正規教員の増員を基本に対応する。
63. 小学校の小規模校統廃合は保護者や地元の同意がないまますすめない。大規模校による、教室不足などによる弊害を解消するため、学校を新設する。
64. 小中学校給食を無料にする。
65. 就学援助の所得基準を保護基準の1.3倍相当に戻す。就学援助対応事務員を最低でも国基準にもとづき該当校に配置する。
66. 市独自で給付型奨学金制度を高校生対象に創設する。
67. 高等養護学校を新設し、特別支援学校のマンモス化を早期に解消する。
68. 特別支援学級は小学校区に対象児童1人から設置する。発達障害対応支援員の全校配置と発達障害通級教室の全校への拡大をはかる。
69. 臨時教員の正規採用を積極的にすすめる。同一校で欠員がある場合は継続任用を認める。
70. 子ども応援委員会の活動については子ども青少年局にも十分な情報提供を行い、子どもの権利と福祉の視点を活かす。警察

官OB（スクールポリス）は配置しない。

71. スクールソーシャルワーカーは市立の小・中・定時制をふくむ高校に配置する。
72. 定時制高校の定員を増やす。
73. 名古屋市立大学への交付金は削減せず、研究と教育の予算と人員を確保する。
74. 図書館への指定管理者制度の導入を拡大しない。

（若者支援）

75. 若者の雇用と生活を守る総合的な施策の推進をはかる。ユースケア（名古屋青少年交流プラザ）や子ども・若者総合相談センターの体制を強化する。就職活動支援やニートや引きこもり支援、スポーツや文化活動の拠点、若者の居場所となる若者サポートステーションを地域ごとに設ける。
76. ブラック企業、ブラックバイト、非正規雇用などで働く若者からのSOSを受けとめる相談窓口を設ける。雇用が不安定な若者への支援を当事者が要求を出し合う場をつくりながらすすめる。
77. 市内中小企業等へ就職した若者への奨学金返還支援制度を創設する。

（４）雇用拡大と中小企業の活性化で内需拡大に貢献する「働きやすさナンバーワン都市」をめざす

（仕事起こし・中小企業支援）

78. 市内中小企業を対象とする市職員による500社の訪問調査（チャレンジ500）は、2014年3月末で374か所である。調査を加速させ、とくに小規模企業の実態把握に留意する。調査結果を公開し、施策に反映させる。
79. 小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、また中小企業振興基本条例の第13条「小規模企業者への配慮」にもとづき、小規模企業に絞り込んだ振興計画を事業者とともに策定する。
80. 中小企業振興基本条例を踏まえて、「産業振興ビジョン」は地域循環型経済をめざす「地域経済発展ビジョン（仮称）」へ発展的に見直す。
81. 住宅リフォーム助成制度をつくる。商店のリフォームについても助成する。
82. 工場家賃や設備リース料などの固定費補助制度をつくる。

83. 無担保・無保証で納税要件も配慮した小規模事業者への緊急支援融資制度など市独自の金融支援施策をつくる。
84. 下請業者の相談をきちんと受けとめる体制をつくる。
85. 公共事業は小規模・生活密着・福祉型に転換し、分離分割発注をすすめる。
86. 中小企業向け官公需発注比率を引き上げる。小規模事業者登録制度を設けるなど地元業者の受注機会を増やす。
87. 公契約条例を制定し、公共事業・委託事業で働く者の時給を千円以上とする。

(雇用)

88. 雇用対策を強化する。産業振興ビジョンにある 2015 年までに 4 万人の新規雇用の目標（到達は 2013 年度まで 24801 人の新規雇用）を確実に達成し、そのうえで今後の計画を立てる。市長が率先して市内大企業や経営者団体に新卒者の採用拡大などを働きかける。中小企業の後継者対策・人材育成を支援すると共に、新卒者にも中小企業の魅力を伝え採用につなげる。
89. いわゆるブラック企業への指導監督を関係機関に働きかける。
90. 短期的な就労支援から、正規雇用につながる支援に施策の基本を切り替え、職業訓練や資格・技術習得など再教育の機会を増やす。
91. 市職員定数の削減をやめ、教員、看護師、保育士、消防士、ケースワーカーなど市職員の正規採用を増やす。とくにスクールカウンセラーなど相談業務に従事する職員の正規採用をすすめる。官製ワーキングプアとよばれる非正規職員の待遇を改善する。

(5) 脱原発宣言を行い、防災と環境を重視した安全なまちづくりをすすめる

(脱原発・自然エネルギー)

92. 「原子力発電からの撤退をめざし、自然エネルギーへ転換する名古屋市宣言」を行う。
93. 「自然エネルギービジョン(仮称)」を策定し、自然エネルギーの導入目標を明示し、普及と開発のためにあらゆる手立てを尽くす。市民の力で太陽光発電等をすすめる「市民発電所」づくりを支援する。
94. 大気や食品などの放射線を測定できるように放射線測定機器を各保健所に備えるとともに、衛生研究所の機能と体制を強化

する。

(防災)

95. 袋井市の「命山」のような人工の高台＝丘をゼロメートル地帯に設ける。
96. 津波避難ビルの指定拡大を進める。避難対象者に対する津波避難ビルの充足状況を市として把握し指定を促進する。津波避難ビルに対する固定資産税減免制度の早期活用をはかる。津波による浸水予想地域での新たな高層建築物には津波避難ビルとしての機能を義務づける。コミュニティセンターは3階建以上に順次建て替える。
97. 海岸・河川の堤防・防波堤、護岸・水門など水際の防災施設の総点検を行い、構造物の耐震化や地盤の液状化対策など必要な補強改修を急ぐ。液状化対策に取り組む特別の体制を組み、地域の同意を得て、具体的な対策を試行していく。
98. 丘陵部の宅地の危険性の検証結果をふまえ、必要な対策を具体化する。
99. 土砂災害危険地域 警戒区域の総点検を行い、必要な開発規制と安全対策の構築を急ぐ。
100. 実践的な防災訓練、避難訓練を各地域で行い、地域の防災マップづくりに住民主体で取り組む。NPOなどとも連携しながら地域の防災リーダーを育てる。港防災センターの機能を高めるとともに名古屋大学減災館などとの連携を強化する。
101. 高齢者や障害者などの避難誘導計画を具体化する。災害時要援護者リストに支援を希望する希小難病患者や手帳をもたない障害者なども加える。
102. 福祉避難所の設置を拡大し、避難所のバリアフリー化をすすめ、避難所における施設整備の状況を市のHP等で情報公開する。
103. 新たな被害想定による浸水予測も踏まえて避難所や防災拠点の配置を再検討する。防災拠点でもある水道営業所などの統廃合は行わない。
104. 民間木造住宅の耐震診断および改修工事への助成制度をさらに拡充する。家具転倒防止をNPOや市民の力も活かして促進する。地域ぐるみ耐震化促進支援事業の対象団体をNPOなどの市民団体へ拡大する。
105. 上下水道管の耐震化及び老朽化対策をすすめる。災害時のライフライン確保のためにも水道事業などの直営を堅持する。

106. 集中豪雨による道路冠水、住宅等への浸水対策を強化する。浸水・冠水多発地域の住民を対象にした水防訓練を行う。緊急時に住民へ土のう等を提供できる体制を整える。建物等からの雨水流出防止対策の強化とともに道路清掃の充実など側溝と下水管の詰まりの点検改善に取り組む。
107. 消防職員を少なくとも「消防力の整備指針」にもとづく必要人数まで増員する。

(環境・公害)

108. 「低炭素都市 2050 なごや戦略」で掲げた CO₂を 2020 年までに 25%削減 (90 年比) する中期目標の達成を明示した「地球温暖化対策条例 (仮称)」を策定する。
109. 「弥富相生山線」建設の是非については、住民意向調査を踏まえて市長が速やかに判断する。その際には、再開・中止それぞれのデメリットへの対応策も示す。
110. 住民合意も必要性もない都市計画道路「高田町線」「山手植田線」「八事天白溪線」の建設計画を廃止する。
111. 大気汚染による健康被害者への医療費助成制度をつくる。
112. 大気汚染の常時監視測定局を増設するとともに、すべての測定局で微小粒子状物質 (p m2.5 等) の測定ができるようにする。
113. 里山など多様な自然生態系を保全・再生し、緑被率 30%目標を早期に達成する。
114. 環境アセスメントの対象となる事業の種類を拡大し、規模要件を引き下げる。
115. 名古屋都市高速道路については騒音・振動・大気汚染などで環境基準・環境保全目標を厳守し、環境非悪化の原則を厳格に貫く。建設工事が始まる名古屋環状二号線名古屋西南部事業については、沿線住民へのていねいな情報提供と必要な公害防止対策を行うことを関係機関に働きかける。
116. 沿道環境改善策として名古屋南部地域の国道 23 号線で始まった大型車に中央より走行を要請する。「国道 23 号線通行ルール」の徹底を市として支援する。

(6) 身近な生活圏と公共交通の充実で暮らしやすいまちづくりをすすめる

(買い物・文化)

117. 近隣の商店・スーパーの撤退などにより高齢者などが日常の買い物に不便を感じている「買い物困難地域」を市として把握す

る。また、困難地域において、民間事業者や商店街、NPOなどによるミニ店舗や移動販売、お買いものタクシーなど買い物機会の提供につなげる取り組みを支援する。

- 118. 演劇、音楽、絵画など様々な市民の自主的な芸術文化活動を支援するために、創作団体などが抱える問題や市への要望などを直接聞く場をつくり、芸術文化関係予算と支援体制を計画的に拡充させる。市民芸術祭の予算を復活させる。
- 119. 予算削減が続く「子ども巡回劇場」などへの市負担金を増額する。経済的に困窮している家庭でも子どもが生の文化に触れる機会が持てるよう市として助成制度を創設する。

(市営住宅・居住福祉)

- 120. 市営住宅の駐車場使用料の値上げは中止する。減免対象を福祉向け住宅入居者等に拡大する。
- 121. 高い倍率となっている市営住宅戸数を計画的に増やす。
- 122. 老朽化した住宅の建て替えを推進する。建て替えが困難な老朽住宅については総合的なリフォームを行い、子育て世帯の入居を促進する。
- 123. マンション等の集合住宅の大規模修繕やバリアフリー化についても住宅リフォーム助成の対象として支援する。
- 124. 高齢者世帯や新婚家庭などを対象にした家賃補助制度を創設する。

(公共交通・自転車利用)

- 125. 交通局のあいつぐトラブル・ミスについては、現場職員の声をよく聞いたうえでその原因を総合的に分析し、抜本的な改善プランを作成する。
- 126. 市バス路線を、地域住民の声を活かしてきめ細かく充実する。
- 127. 市バス営業所や地下鉄駅務の外部委託をやめ直営を堅持する。嘱託職員ではなく正規雇用の職員を計画的に増員する。
- 128. 自動車利用と公共交通の割合を「7：3」から「6：4」に引き上げる目標を引き続き堅持（現在64：36）し、公共交通の充実を図る。
- 129. 自転車駐車場有料化を見直し、自転車専用レーンを拡大するなど、自転車走行の安全性を高め、環境にやさしい乗り物として自転車を位置づける。
- 130. 地下鉄各駅にホームドアを計画的に設置する。
- 131. 名古屋駅と金山駅など一日乗降客が10万人を超える主要駅に

ついて、名鉄やJR、近鉄に対してホームドアの設置を強く働きかける。

(7) 市政運営の基本を大型開発と大企業優先から市民が主人公に転換する

(リニア中央新幹線)

132. JR 東海のリニア中央新幹線建設計画は国民的要望も必要性もなく、環境への負荷も計り知れない。計画中止を JR 東海に申し入れる。国に対し工事実施計画を認可しないよう求める。
133. JR 東海は市主催の環境アセス説明会にも出席せず、沿線住民に対する情報提供は全く不十分である。環境や健康への悪影響、立ち退きへの不安などを抱える沿線住民への説明会開催など、JR 東海が説明責任を果たすよう市として申し入れる。
134. 名古屋市など沿線自治体から環境アセスメントで指摘した事項について JR 東海からは十分な回答がなされたとは言い難い。あらためて市の指摘事項への回答を JR 東海に求める。
135. 用地買収など JR 東海が行うべき仕事を肩代わりしない。
136. リニア開業を前提にした名古屋駅周辺の大型開発推進を見直す。笹島の巨大地下通路建設は中止する。

(ムダな大型開発の中止・見直し)

137. 名古屋城天守閣の木造復元、あおなみ線でのSL定期走行、中部空港二本目滑走路、名古屋港の国際バルク戦略港湾にもとづく新たな埋め立てと大水深岸壁建設など、不要不急の大型事業は行わない。
138. 金城ふ頭開発に伴う財政負担の増大が懸念される。金城ふ頭の巨大立体駐車場など開発に起因する基盤整備については関連企業にも応分の負担を求める。国際展示場の建て替えについては過大・過剰な計画とならないよう留意する。
139. 木曾川水系連絡導水路事業の中止を国に求め、事業から撤退する。

(市民税減税の見直し)

140. 大企業・高額所得者優遇の市民税5%減税は、意図的に財源不足をつくり出し、公的福祉の縮小・解体を進める「行革」のテコにされている。5%減税は抜本的に見直し、福祉・くらし充実のための財源を確保する。

(市政運営)

141. 地域委員会は、市の行政責任を住民に転嫁する福祉の「民間化」

の受け皿にはしてはならない。7 地域でのモデル実施の取り組みを検証しつつ、住民自治の発展方向を探求する。

142. 議員等からの不当な要望・働きかけを防ぐ「職員の公正な職務の執行のための条例」を制定の経緯を含めて市民に周知し徹底をはかる。
143. 議会基本条例を尊重し、議会報告会や議会広報の増ページなど必要な予算措置を講じるとともに、任期中一回の慣例的な議員の海外視察は予算化しない。
144. 常設型の住民投票条例を制定するなど、直接民主主義の仕組みを整える。各種審議会などには原則として公募市民枠を設ける。
145. 男女平等参画推進条例にもとづく施策を各分野で推進する。とくに市の各種委員会・審議会などでの女性比率が減少している。現在の 34.8%から速やかに 50%まで引き上げる。

(平和行政)

146. 市長の南京大虐殺否定発言を撤回し、侵略戦争と植民地支配への真摯な反省を前提にした友好都市交流を進める。
147. 「平和首長会議」加盟都市にふさわしい非核平和行政を推進する。非核平和都市宣言を行う。名古屋港の軍事利用に反対し、非核証明がない艦船の名古屋港入港は認めない。名古屋空港の基地機能強化に反対し、市街地での行軍訓練中止を自衛隊に申し入れる。中学校の自衛隊基地での職業体験を直ちに中止する。